八　法第三百十七条の六第一項及び第三項に規定する給与支払報告書の提出
九　法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書の提出
十　法第三百二十一条の四第五項に規定する申出
十一　法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項及び第十九項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第二十二項の申告書の提出
十二　法第三百八十三条（法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により市町村長（同項において法第三百八十三条を準用する場合には、道府県知事）に提出すべき償却資産に係る申告書の提出
十三　法第七百一条の四十六第一項及び第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申告書の提出
十四　法第七百一条の五十二第二項の規定による申告書の提出
十五　前各号に掲げるものに類するもの及び法人の設立又は廃止の届出書その他の地方税法に基づく条例又は規則により地方団体の長に対して行われる通知（他の行政機関の長（法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。次条第三項において同じ。）から行われるものを除く。）のうち、総務大臣が定めるもの
十六　地方税関係法令の規定に基づき前各号に掲げるものに添付すべきこととされている書面等の提出及び当該規定に基づき当該各号に掲げるものと併せて送信することとされている事項の送信

2　法第七百四十七条の三第一項に規定する総務省令で定めるものは、前項各号に掲げるもののうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもの以外のものをいう。

3　地方団体の長は、特定書面等地方税関係申告等（法第七百四十七条の二第一項に規定する特定書面等地方税関係申告等をいう。以下同じ。）又は特定地方税関係申告等（法第七百四十七条の三第一項に規定する特定地方税関係申告等をいう。以下同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用し、かつ、機構を経由して行わせる場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて行わせるものとする。

4　法第七百四十七条の二第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して特定書面等地方税関係申告等を行う者は、特定書面等地方税関係申告等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、特定書面等地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、特定書面等地方税関係申告等を行わなければならない。

5　法第七百四十七条の三第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して特定地方税関係申告等を行う者は、特定地方税関係申告等を行うときに通知すべきこととされている事項を、特定地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、特定地方税関係申告等を行わなければならない。

6　第四項の規定により特定地方税関係申告等を行う者又は前項の規定により特定地方税関係申告等を行う者は、当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等の情報に電子署名（当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて地方団体の長に当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等の提出の委任に関する届出を行つた場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、総務大臣の指定する方法により当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等を行つた者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

7　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二　電子証明書　次に掲げるものをいう。

イ　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ロ　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

ハ　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ニ　その他総務大臣が定めるもの（特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知）

第二十四条の四十　法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているものとする。

一　法第二十条の十一の規定による資料の提供

二　法第四十六条第五項、第六十三条第一項、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十九第一項、第三百二十五条、第三百五十四条の二、第六百五条及び第七百一条の五十五第一項の規定による関係書類の閲覧又は記録

三　法第二百九十四条第三項の規定による通知

四　法第三百十七条の規定による通知

五　法附則第七条第五項及び第十二項に規定する申告特例通知書の送付

2　法第七百四十七条の五第一項に規定する総務省令で定めるものは、前項各号に掲げるもののうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもの以外のものをいう。

3　行政機関の長は、特定書面等地方税関係通知（法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。以下同じ。）又は特定地方税関係通知（法第七百四十七条の五第一項に規定する特定地方税関係通知をいう。以下同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合には、次に定める基準に従つて行うものとする。

一　次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めるところにより行うこと。

イ　機構の使用に係る電子計算機に、行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された特定書面等地方税関係通知又は特定地方税関係通知を行うときに通知すべきこととされている事項（ロ及びハにおいて「通知事項」という。）を送信すること。

ロ　機構の使用に係る電子計算機において、通知事項に係る通信の交換が行われ、他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

ハ　当該他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録されること。

二　前号の事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備は、総務大臣が定める技術基準に適合するものであること。

三　前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項について、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

（政令第五十七条の五第一項の特定徴収金の納付又は納入に関する事項）

第二十四条の四十一　政令第五十七条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、第二十四条の四十三第一項に規定する符号とする。

（政令第五十七条の五第二項の特定徴収金に関する事項の地方団体への通知等）

第二十四条の四十二　政令第五十七条の五第二項に規定する特定徴収金に関する事項で総務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　法第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金（以下「特定徴収金」という。）の納付又は納入を行つた者の名称

二　特定徴収金の納付又は納入が行われた日